

令和元年5月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和元年5月10日（金）午後1時
- 2 招集場所 庁議室
- 3 出席者 教育長 大場 健哉  
教育長職務代理者 遠藤 一幸  
二番委員 高橋 明子  
三番委員 荒明 美恵子  
四番委員 大森 佳彦
- 4 出席職員 教育部長 江花 一治  
教育部参事 佐藤 健志  
教育総務課長 大瀧 浩信  
学校教育課長 五十嵐 博也  
生涯学習課長 田部 一  
文化課長 植村 泰徳  
中央公民館長 栗城 由紀  
教育総務課長補佐 佐藤 裕市  
学校教育課長補佐 佐藤 茂雄  
生涯学習課長補佐 田中 勲  
文化課長補佐 鈴木 美智子  
中央公民館長補佐 佐藤 誠
- 5 閉 会 午後2時39分

令和元年5月教育委員会定例会

日 時 令和元年5月10日（金）午後1時  
会 場 庁議室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

(1) 行事等の報告

(2) 教育長の報告

報告第4号 共催、後援等の承認について

報告第5号 平成30年度喜多方市公民館事業実施報告について

6 審議事項

議案第2号 令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）について

議案第3号 喜多方市教育振興基本計画審議会条例の一部を改正する条例  
について

議案第4号 喜多方市学校運営協議会モデル事業実施要綱（案）について

議案第5号 学校運営協議会委員の委嘱について

議案第6号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第7号 喜多方市少年センター補導員の委嘱について

議案第8号 喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱について

議案第9号 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解職  
及び委嘱について

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

・令和元年度喜多方市教育委員会の会議で提案等を予定する案件について

8 連絡事項

(1) 令和元年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程（案）について

9 閉 会

教育長                    それでは、全員おそろいになりましたので、これより令和元年  
5月教育委員会定例会を始めてまいりたいと思います。  
開会時刻であります、午後1時2分ということでお願いいた  
します。  
続いて、会期の決定であります、会期につきましては本日1  
日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。  
＜異議なしの声あり＞

教育長                    それでは、異議なしと認めますので、会期については本日1日  
と決定いたします。  
続いて、書記の指名ということでありますが、書記については、  
教育総務課の課長補佐佐藤裕市を指名したいと思いますが、よろ  
しいでしょうか。  
＜異議なしの声あり＞

教育長                    異議なしということですので、書記には教育総務課課長  
補佐の佐藤裕市を指名いたしますので、よろしくお願いいたしま  
す。  
続いて、4番の会議録の承認でございますが、事前に3月の教  
育委員会定例会の会議の議事録と臨時会の会議の議事録がいつ  
ていると思いますが、この部分について最初にお諮りをいたしま  
すが、内容的なものも含めまして、何かご意見、ご質問等、また  
は訂正等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。  
＜なしの声あり＞

教育長                    それでは、会議録について特に訂正等はないということであり  
ますので、この会議録を承認することについてお諮りをいたしま  
す。  
2回の会議録であります、この会議録のとおり承認するとい  
うことでよろしいでしょうか。  
＜異議なしの声あり＞

教育長                    異議なしということですので、3月の定例会と臨時会の  
分の会議録であります、承認されましたのでこのとおりよろし  
くお願いいたします。  
続いて、5番の報告事項に入ります。  
大きく（1）、（2）とございますが、事務局より加筆、訂正等  
ありましたらお願いいたします。

教育総務課長            訂正等ございませんので、よろしくお願いいたします。  
教育長                    特に加筆、訂正はないということですので、初めに（1）

の行事等の報告について取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回4月の定例会の開催日4月10日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり9件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、今説明がありましたけれども、きょうの要項の1ページ目、この記載のとおりであるということですが、ここについてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしと認め、報告事項(1)の行事等の報告については、このとおり承認することといたします。

続いて、(2)の教育長の報告ということで、ここで2件あります。

報告第4号と第5号であります。初めに、報告第4号共催、後援等の承認についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第4号共催、後援等の承認について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、4月の定例会以降、共催を1件、後援を5件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容につきましては、各所管課から説明させていただきます。

学校教育課長

後援2番、事業名、第23回蔵の街杯選抜バスケットボール大会。令和元年5月3日と4日の2日間、押切川公園体育館で開催されました。これは市内の一中、二中、三中、塩川中と、あと米沢、郡山、須賀川の中学校、男女各9チーム、合計18チームが集まったの大会ということになります。選手は約270名、保護者約200名の参加が見られました。

生涯学習課長

以上でございます。

生涯学習課からは、後援2件についてご報告を申し上げます。

後援の3番、事業名が2019年第25回平和のための戦争展・喜多方でございます。これは戦争についての歴史や世界の出来事から学び、戦争について考えていただくことを目的として開催がなされているものでございます。内容につきましては、B29のプロペラや戦没者名簿、近代日本の歴史と戦後の平和パネル、原爆の実物模型、写真などの展示が行われているところでございます。なお、本件につきましては喜多方市も後援を行っているものでございます。開催期間につきましては、記載のとおりでございます。

次に、後援の5番、事業名が第43回ピティナ・ピアノコンペティション東北日本（会津）本選でございます。これはピアノ教育のレベルの向上、ピアノ地域格差の解消、音楽の普及、音楽才能の発掘・育成を目的に開催されているものでございまして、参加対象者は未就学児から成人まで約100人前後、聴衆予定者でございますが、会場の関係で各日とも1,000人、合計延べ3,000人を予定しているとのことでございます。開催日以下につきましては、記載のとおりでございます。

文化課長

それでは、文化課所管分をご説明申し上げます。

3ページ、一番上、共催になります。ナンバー1、事業名、福島復興祈念展「興福寺と会津～徳一がつないだ西と東」。開催日以下につきましては、記載のとおりであります。事業の内容を申し上げます。この事業につきましては、東日本大震災復興への祈りとして企画された事業となっております。磐梯町の慧日寺、これを開いた僧の徳一が奈良の興福寺で学んだという関係で、興福寺の国宝、それから徳一にゆかりのある喜多方市を初めとする8つの自治体の仏像、これらなどが県立博物館に展示されるという内容となっております。

次に、後援であります。

3ページ、下から2番目、ナンバー4であります。事業名、歌・ヴァイオリン・ピアノで奏でるT r i o C o n c e r t、開催日以下については記載のとおりであります。事業の内容であります。これは山形大学で声楽、バイオリン、ピアノを学んだ3人の若手のアーティストによるコンサートとなっております。入場の予定者数は80名ということでございます。

次に4ページ目、ナンバー6、事業名、C S Pジョイントコンサートであります。開催日以下につきましては、記載のとおりで

あります。事業の内容であります。これについてはコールメイ、喜多方二中さくらんぼコーラス、プリムローズの、この3つの団体によります合同の合唱のコンサートとなっております。入場の予定者数は600人となっておりますのでございます。

以上です。

教育長

ありがとうございました。ただいま事務局から共催が1件、あと後援が5件、これについて説明があったわけですが、ここについてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異議なしということでありますので、報告第4号共催、後援等の承認については、原案のとおり承認されました。

続いて、報告第5号を取り上げます。平成30年度喜多方市公民館事業実施報告についてということで、事務局より説明を求めます。

中央公民館長

それでは、平成30年度喜多方市公民館事業実施報告についてご報告申し上げますので、5ページをお開きください。

報告第5号平成30年度喜多方市公民館事業実施報告について。喜多方市公民館組織運営に関する規則第8条の規定に基づき、平成30年度喜多方市公民館事業実施について下記のとおり報告を受けたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

報告の内容につきましては、別冊の平成30年度喜多方市公民館事業実施報告書に記載のとおりで、報告年月日は平成31年4月25日でございます。

報告書の概要をご説明申し上げますと、喜多方市教育振興基本計画、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進に基づき平成29年度事業の満足度調査、公民館運営審議会の意見等をもとに計画した事業を実施してまいりました。事業報告では、基本方針等に対する達成状況及び改善や充実させた事業、新規事業等についての実施状況を報告しております。また、実施した学級・講座・教室等の回数、参加人数等を取りまとめ、報告しております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。なお、別冊でその内容、報告書ですがありますけれども、こ

の点につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

感想になるかと思うんですが、生涯学習の拠点となる公民館の活動については、とても重要な役割を持っているというふうに思っております。各地域の事業内容について目を通させていただいたんですが、すごく温度差があるといいますか、活動内容、回数ともかなり違いがあるなというふうに思ったんですが、事業成果についてというところを見てみると、各講座の授業満足度アンケートみたいなものを参考にして、参加者の声、よかった点、それ課題、そういうものを把握して次の年に生かしてやっていく、そういう内容が書かれている公民館がかなりあったので、とてもいいことだなというふうに思いました。そういう参加者の声を吸い上げていくと、地域の方々も数多く参加するのではないかなというふうに思いましたので、ぜひこのような受講満足度アンケートをこれからも活用して、各地域の生涯学習が活発になっていけばいいなというふうに思いました。

具体的にいえば、事業成果のところ、参加者の声を参考にしながらと書いてあるんですが、例えば55ページの山都公民館のところ、書いてあるように、各講座の満足度アンケート調査や各事業後の反省の会議等では受講生や地域の方々からはこういう声が出てきた、そして次年度への課題や要望等も聞くことができたということで、反省を参考にしながら次の公民館活動を充実させていこう、そういう取り組みが見られるところは内容的にも充実していくのかなというふうに思ったので、とてもいいなと思いました。

以上です。

教育長

感想ということですが、ここについて公民館から何かありますか。

それぞれの公民館でこういう満足度調査というのは全部やっているんですか。

中央公民館長

平成29年度から全ての公民館で実施しているところでございます。

教育長

やっぱり満足度調査の結果なんかは、ちょっと触れておくといかなとは思いますがね。特に次年度へ向けて、こういうふうにさらにしていきたいなんていうのがあれば、なおいいかなと思いました。なお、今後その辺も含めて改善を図っていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

公民館の事業報告を見ていて、やっぱりみんな苦勞しているなというふうに思うのが実感なんですけれども、課題として捉えている部分、例えば参加者がいつも同じ人であるとか、高齢化ですとか、いつも同じことが課題になるのがわかっていて、次の年もやはり課題になるというのは、これをいつまで続けていくのかなとちょっと心配になるところもあるので、それが本当に課題なのかどうかというのを、もう一度みんなと同じ目線で考える機会があってもいいのではないかなと感じました。

意見なんですけれども、課題の解決には、各公民館では解決できないものもあるので、全体的にどうしたらいいかというのを考えて、本当に課題なのかどうかも把握して、少し目線を変えて評価するというのもいいのではないかと思います。

以上です。

中央公民館長

今年度は公民館長及び社会教育指導員が集まって、課題の解決や公民館講座のつくり込み方など、そうした研修しながら進めていきたいなと思っております、研修の機会を設ける計画は立てておりますので、今のご意見を参考に進めていきたいと考えております。

高橋委員

少し誤解があるような言い方をしてしまったと思うんですが、参加者の固定化がいけないと言っているわけではないんです。同じ人が元気で100歳まで来てくれる公民館こそ目指すべきだという、そういう内容なので、同じ人が何回も来てくれることも、それは問題とか課題とかではなくて成果なんじゃないかなと以前から感じていたので、3回来たらもうだめよみたいな講座の持ち方はどうかと。少ない人数で公民館に来てくれる方たちは、大事にしたいと思うので、そういうことも含めてご指導をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

教育長

高橋委員がおっしゃることも含めた中で、中央公民館が中心になっていろいろこれから改善を図ってくれたらと思いますし、これから実際そういう取り組みをしようというふうになっている。高橋委員が言うように、今、少子高齢化が進んでいる中なので、だから同じ人が当然次の年も来るというのは、やっぱりある意味成果と逆に捉えてもいいのかもしれないし、課題という捉え方ですよね。その辺は公民館長さん及び社会教育指導員さんが集まる会議もあるので、その辺の課題の捉え方等についても、研さんを積むというか精査をしていく必要はあるのかなというふうに



は思います。よろしくお願いいいたします。

ほかにございますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

よろしいですか。では、特にないということでありますので、この報告第5号について、いろいろご意見等、感想等もいただきましたが、それらも踏まえて承認するということがよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということでありますので、このとおり承認されましたので、よろしくお願いいいたします。

続いて、6番の審議事項に移りたいと思います。

議案第2号から第9号まで8件の審議事項がありますが、内容に入る前に、ここについて事務局より加筆、訂正等ありましたらお願いいいたします。

教育総務課長

こちらにつきましても修正等はございませんが、開会前にご説明いたしましたように、議案第9号が追加になっておりますのでよろしくお願いいいたします。

教育長

では、特に加筆、訂正はないということでありますので、初めに、議案第2号令和元年度喜多方市一般会計補正予算(第2号)についてを上げますので、事務局よりこのことについて説明をお願いいいたします。

教育総務課長

それでは、議案第2号令和元年度喜多方市一般会計補正予算(第2号)について説明させていただきますので、6ページをお開き願います。

令和元年6月市議会定例会に提案する令和元年度喜多方市一般会計補正予算(第2号)におきまして、教育部に關係する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

予算の内容等につきましては、各所管課から説明させていただきます。

まず、教育総務課の補正予算について説明させていただきますので、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、教育費寄附金として3万円の計上でございます。内容につきましては、熱塩小学校の教育振興のための1件の寄附があったものでございます。

次に、歳出でございますが、教育委員会事務局管理経費として11万2,000円の計上のうち、委員等報酬で14万4,000円の補正でございますが、こちらは教育委員会の権限に属する事務の点検・評

価を行うに当たりまして、学識経験者の知見を活用することになってございます。この辺につきましては、後ほど、議案第3号のほうで条例の改正関係もご審議いただきますけれども、教育振興基本計画審議会条例の一部を改正いたしまして、今年度からこの審議会委員の皆様にご審議をいただき、その意見を点検・評価に反映させていきたいということで、委員の報酬分を増額補正するものでございます。なお、こちらのほうの報酬の増額補正に伴いまして、その下でございます報償費7万2,000円を減額補正するものでございます。

積立金4万円の補正につきましては、教育振興基金への積立金でございまして、歳入で説明させていただきました1件の寄附金3万円に、前年度末に1件1万円の寄附がございまして、3月補正予算の編成時期の後の寄附ということで補正ができませんでしたので、今回合わせて4万円の補正を計上させていただいたものでございます。

中学校管理経費22万円の補正につきましては、中学校7校分のクリーニング代として計上したものでございます。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課です。

8ページごらんください。

歳出で、学校保健管理経費、見積もり額が60万9,000円になります。これはプールの薬剤、残留塩素測定試薬価格高騰による増額になります。昨年度末ぎりぎり喜多方市薬業組合から値上げのお知らせがありまして、その対応での補正ということでありませぬ。

以上でございます。

生涯学習課長

9ページお願いいたします。

生涯学習課の補正予算でございますが、この補正予算につきましては、去る3月28日に開催されました教育委員会臨時会におきましてご審議を賜りました教育部組織規則の一部を改正する規則及び公民館組織運営に関する規則の一部を改正する規則に基づきまして、生涯学習課、文化課及び中央公民館の間で移管する事務事業の予算の組み替えを行うものが主なものでございます。

なお、補正予算額は6月補正予算成立後に収支が発生するものを対象に組み替えを行うものでございます。

歳入からご説明を申し上げます。

歳入、教育使用料で社会教育使用料1万4,000円の減額、これ

は岩月夢想館の使用料でございます。保健体育使用料30万円の減額、青少年体育センターの使用料でございますが、それぞれ中央公民館への事業移管に伴う減額補正でございます。

スポーツ振興基金繰入金10万円でございますが、これは去る12月10日に国際ロータリー第2530地区から青少年育成支援のための寄附10万円がございまして、平成30年度にスポーツ振興基金に積み立てたものでございます。今年度の喜多方こども駅伝大会の財源の一部として活用するために、基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、雑入2万円の減額につきましては、勤労青少年ホームの自動販売機、カイギュウランドたかさとの資料頒布代でございますが、それぞれ中央公民館への事業移管に伴う減額補正でございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

生涯学習諸費91万4,000円の減額でございますが、これは報償費から9ページが一番下の使用料及び賃借料まで、人づくりの指針講師派遣事業、若者の若者による若者のための自分磨き事業及び生涯学習講師派遣事業につきまして、中央公民館への事業移管に伴う減額補正でございますが、それぞれ記載の額でございます。

10ページをお願いいたします。

生涯学習施設管理経費1,658万8,000円の増額補正でございます。報酬から10ページが一番下の備品購入費まで、勤労青少年ホーム、勤労青少年体育センター、岩月夢想館及びカイギュウランドたかさとの運営に係る経費につきまして、中央公民館へ事業移管することによる減額補正を行い、公民館14館及び図書館に係る施設の維持管理、これはハード面の維持管理でございますが、そこに係る経費、具体的には需用費の修繕料、役務費の手数料、委託料の各種施設管理業務委託、そして工事請負費につきまして、中央公民館及び文化課から事業移管となることによる増額補正を行うほか、勤労青少年ホーム指導員に係る報酬など1カ月分について予算執行見込みにより減額補正をするもので、補正額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

青少年健全育成経費33万1,000円につきましては、飯豊山チャレンジ事業を中央公民館へ移管することに伴う減額補正で、旅費、負担金補助及び交付金、それぞれ記載の額でございます。

次の、スポーツ振興経費153万8,000円の減額補正につきましては、陸上教室、長床ウオーク、桜ウオーク、市民プールの利用助成などを中央公民館へ移管することに伴います減額補正で、報償費から負担金補助及び交付金まで、それぞれ記載の額でございます。

次に、スポーツ広場管理経費でございます。16万6,000円の増額でございますが、これは需用費の修繕料でございます。去る4月4日に実施をいたしました高郷運動広場の電気工作物保安業務点検におきまして、キュービクル内の漏電ブレーカー2カ所に不良が見つかったことから修理をしたとするものでございます。

以上です。

文化課長

それでは、文化課所管分の6月補正予算についてご説明を申し上げます。

12ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出で、まず文化振興諸費、負担金補助及び交付金、負担金50万円の補正であります。これにつきましては先ほど共催の部分でもご説明を申し上げました興福寺と会津展実行委員会負担金であります。これは福島復興を祈念するための企画展、この趣旨に賛同をして実行委員会へ負担金として計上したいとするものであります。

次に、市史経費1万8,000円の減額の補正であります。これは文化課から中央公民館への事業の移管に伴う市史セミナー開催に係ります報償費、旅費、役務費について減額補正をするものであります。

次に、美術館運営経費27万3,000円の増額補正であります。これは美術館の建屋、建物の蛇腹の部分の一部にひびが入るなど修繕する箇所が発生したため、その経費を計上するものであります。

次に、図書館運営経費4,221万円の減額補正であります。これにつきましては文化課から中央公民館及び生涯学習課への事業移管に伴う経費の減額であります。このうち需用費の修繕料30万円の減額につきましては、施設の管理という部分でありますのでこの部分を生涯学習課へ移管、それ以外の報酬から使用料及び賃借料までの部分については事業の運営という観点から中央公民館へ移管するものであります。報酬から使用料及び賃借料までの修繕料を除いた部分につきましては、文化課から中央公民館へ事

業を移管するものであります。

委託料の業務委託料の部分で、図書館敷地内樹木剪定業務委託料、この部分を除いた業務委託料を中央公民館に、剪定の業務委託料については施設の管理ということで生涯学習課に業務を移管するものであります。

続いて、文化財保護経費268万5,000円の増額であります。これは負担金補助及び交付金のうち補助金3件分であります。内容につきましては、まず蔵等国登録有形文化財保存支援事業補助金200万円ですが、これについては国登録有形文化財のうちの1件の座敷蔵及び主屋の屋根及び壁の一部の改修工事に対しまして経費の一部を補助するものであります。続きまして、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金41万5,000円ですが、これにつきましては小田付地区の伝統的建造物群保存地区内にあります特定物件とされる伝統的建造物のうち蔵2棟の壁の修繕、この工事について経費の一部を補助するものであります。最後になりますが、県指定文化財保存事業補助金であります。これにつきましては県の指定文化財となっております下柴の彼岸獅子、これに係る獅子頭3体の新調に要する経費の一部を補助するという内容であります。

以上です。

中央公民館長

それでは、私から中央公民館の予算をご説明申し上げますので、13ページをお開きいただきしたいと思います。

まず歳入でございますが、教育使用料31万6,000円の計上ですが、これは政財産使用料、図書館自動販売機建物使用料の計上、その他事務移管に伴う補正でございます。この図書館につきましては、6月から図書館の中に自動販売機を設置することから計上したものでございます。

続きまして、雑入3万9,000円の計上でございますが、図書館の電気・水道使用料は6月からの使用料、そのほかは事務移管に伴う補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

まず、社会教育推進経費1,684万2,000円の計上でございますが、旅費の費用弁償20万7,000円のうち社会教育指導員通勤手当の3万8,400円の計上は指導員の移動に係る不足分の計上で、その他につきましては事務移管に伴う補正でございます。

続きまして、14ページの公民館運営経費2,920万6,000円の減額計上でございますが、公用車の購入に係る経費と備品購入費の庁

用備品費の熱塩加納公民館カラープリンターに係る経費の計上以外につきましては事務移管に伴う補正でございます。

続きまして、図書館運営経費4,185万5,000円の計上につきましては、全て事業移管に伴う補正でございます。

以上で説明を終わります。

教育長                    ありがとうございます。それでは、各課から説明があったわけなんですけど、まず、教育総務課の部分について何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長                    では、学校教育課の部分ですが、ここについてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長                    では、生涯学習課の部分についてですが、ここについてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長                    続いて文化課についてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長                    では、中央公民館についてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長                    事業の移管関係で予算が動くという中身でありましたが、それぞれについてご意見、ご質問はないということで、この件について承認についてお諮りいたしますが、ご異議ございますか。

＜異議なしの声あり＞

教育長                    では、異議なしということですので、議案第2号令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）について、改めてこの可決についてお諮りをいたしますが、可決することよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長                    では、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号喜多方市教育振興基本計画審議会条例の一部を改正する条例についてということですが、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長            それでは、議案第3号喜多方市教育振興基本計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきますので、16ページをお開き願います。

令和元年6月市議会定例会に、別紙のとおり喜多方市教育振興基本計画審議会条例の一部を改正する条例を提案したいとするものでございます。

内容につきましては、次ページ17ページをお開き願います。

提案理由でございますけれども、喜多方市教育振興基本計画審議会が調査審議する事項に、喜多方市教育振興基本計画の実施状況に関する事項を加える等のために、所要の改正をしようとするものでございまして、続きまして5行目でございます、第1条中「策定」の次に「及び実施状況」を加え、第3条第2項中「1年」を「2年」に改めるものでございます。

内容につきまして、18ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。右側が現行でございまして、左側が改正後でございます。

まず、第1条の設置の関係でございますけれども、4行目のところの一番右側ですが、これまで現行は計画の「策定」ということで、計画を策定するまでで終わっていたという中身でございましたけれども、ここに「及び実施状況」を加えさせていただきます。改正後は教育振興基本計画の進捗状況の管理ですとか、先ほど申し上げました点検・評価の関係で学識経験者の意見等を取り入れるなどのためにこういった文言を整備させていただきたいとするものであります。

第3条第2項の委員の任期「1年」を「2年」に改めたいとするものでございます。こちらにつきましては、やはり継続性ということも考慮いたしまして、2年ということに改めたいとするものでございます。

17ページにお戻りいただきまして、附則でございますけれども、第1項といたしまして、この条例は、令和元年7月1日から施行するものでございます。第2項としましては、この条例の施行の日後初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとするという、この規定につきましては、委員に保護者の方が含まれることから、任期が年度をまたがないようにしたいということから配慮した規定でございます。

説明は以上でございます。

教育長

今事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、議案第3号についてであります。この議案第3号については原案のとおり可決するということでご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということでありますので、議案第3号喜多方市教育振興基本計画審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号を取り上げます。

喜多方市学校運営協議会モデル事業実施要綱（案）についてということで、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

では、19ページごらんください。

議案第4号喜多方市学校運営協議会モデル事業実施要綱です。これは本来ですと地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6に規定する学校運営協議会の導入について検討するために、今年度モデル事業として行っていきたいと考えておりまして、その実施要綱ということになります。

第2条にあります。喜多方市立第一小学校、それから塩川小学校をモデル事業実施校として、今年度実施したいと考えております。

第3条は所掌事項ということで、これは先ほどの地教行法にもありますが、教育目標及び学校経営に関する事、それから教育課程の編成及び組織編成に関する事、その他校長が必要と認めることに意見を申すだけでなく承認を得る。そこが今まで行ってきました学校評議員制度と違うところでもあります。

その他、第4条になりますが、協議会は、実施学校の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べることができる、とあります。

次のページ、協議会の委員は15名以内で、教育委員会が委嘱し、または任命するということになります。それは保護者、地域住民、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者となります。

第7条、委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

第8条、報償は日額4,000円。これは実際に教育委員会規則をつくっていきますと、報償ではなく報酬ということになりますが、今回はモデル事業ということで、報償日額4,000円ということになります。

第12条、協議会の会議は、当該実施校の職員の採用その他任用に関する事項について審議する場合などを除き公開する。



次のページ、第13条研修、第14条指導及び助言とありますが、教育委員会が研修を設けたり、指導・助言をしたりということをここに記してあります。

提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定する学校運営協議会制度の導入について検討するため、この要綱を制定しようとするものである。なお、本事業の実施は、学校運営協議会制度の導入に向けた重要事業であるため、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、議決を得ようとするものであります。

以上です。

教育長 関連するので、次の議案第5号もあわせて審議してよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、ここについてもあわせて説明をお願いします。

学校教育課長 では、24ページごらんください。

議案第5号学校運営協議会委員の委嘱について。

喜多方市学校運営協議会モデル事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、喜多方市立第一小学校並びに喜多方市立塩川小学校運営協議会委員を下記のとおり委嘱する。

候補者は別紙のとおり。

委嘱日は令和元年5月13日。

任期は令和元年5月13日から2年間ということになります。

次のページごらんください。

25ページは、第一小学校の委員の候補者になります。同じく26ページは塩川小学校の委員の候補者になります。

以上でございます。

教育長 それでは、議案第4号と第5号を一緒にご説明願いました。ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員 質問です。モデル校の指定に当たって、試行的な取り組みということで、例えば児童数の多いところと少ないところとか、あと都市部の学校とそれ以外の山間部の学校とか、そういうことも考えられたと思うんですが、どちらも児童数のとても多い都市部の小学校2校をモデル校に選んだということで、そのモデル校指定の理由について教えていただきたいと思います。

学校教育課長 理由につきましては、学校運営協議会の導入について第一小学校、塩川小学校とも校長先生お二人の意欲がすごく高いということで、こういうことをやりたいというお話を聞きまして、この2

校に決めたということでもあります。

教育長

よろしいですか。(「はい」の声あり)

今説明あったように、2校とも昨年度から学校として取り組みたいということで、非常に意欲的であったこともあります。地域の方々の人材を積極的に活用していた部分があるんですね。他校でもかなり積極的にやっているんですが、まずモデル校としてこの2校ということで選定いたしました。よろしいですか。

荒明委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

教育長

ほかにございますでしょうか。

遠藤委員

運営協議会委員の候補者の選び方なんですけれども、地域に根差したということであれば、農業関係の人であったり、老人クラブの方とかも入っていますけれども、そういう関係の方を委員に委嘱して、例えば何か学校で行事があったときに農業関係の人に積極的に入ってもらおうとか、例えば雪囲いをやるときに老人クラブの人にお手伝いいただくとか、そういうかかわりの人を選んだほうがいいんじゃないのかなという気はしたんですけれども。

学校教育課長

学校の意向というのを優先したところではありますが、そういうご意見をいただいたということも学校には伝えたいと思います。ありがとうございます。

教育長

ここについても学校の意向を最大限尊重したということがあります。その意向の中で、一小さんのほうでは、このコミュニティ・スクールをこれから展開する中で、キャリア教育との結びつきを重視したいと。だから、例えば第4号に商工会議所の青年部長さんとかそういう方を意図的にここに入れているんですね。塩川小さんの場合だと、子どもの安全という部分を優先して取り組んでいきたいということがあって、防犯協会とか、交通安全協会の塩川支部がここに入ってきている。というように、学校の特にこれから取り組んでいきたい中身的なものも尊重した上での委員の選定です。ただモデル的な進め方ですので、今のご意見等もこれから反映させながら、委員の選定については学校さんとよく相談しながら改善してまいりたいと思います。よろしいですか。

遠藤委員

はい。

教育長

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

この委員の選び方の件で、遠藤委員のおっしゃることにつけ加えてなんですけど、第1号の保護者の方が少ないなという感じと、地域の社会教育の人が入っていないなというのが少し残念なところなんですけれども、今の教育長さんのお話で、学校がどうい

うふうにしていきたいかという目的に合わせて委員を選んでいったということなんだと今納得したんですが、もっと地域の人がどういう学校にしたいのかというのが考えていけるような人選というのも考えてもいいのではと思っています。

確かに権限があるということは、やはりこの問題に関して全くの初歩的な考えしかない方にはお願いができないんだと思うんですが、そこはこれから人を育てていくという気持ちで、教育委員会がこれからいろいろな研修をやっていくんだと思うので、この委員以外にも、できれば次の委員になれる人を育てる気持ちでやっていただきたいと思います。

というのは、この10年先にはどうなのかなっていうことが少し心配なのと、地域で根差して学校を支えていけるという、そういう場をつくっていくことも考えながらやっていただきたいとすごく感じます。お願いします。

学校教育課長

貴重なご意見ありがとうございました。来年度以降、このモデル事業を生かしながらほかの学校にもということで検討していきたいと考えておりますが、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

教育長

学校教育課長からあったように、本当にこの選定等については、よりよい方向で運営できるようにさまざまな形から選定していかなければいけないと思いますので、改善をこれから図っていければなと思います。

ただ、今高橋委員からあったように、保護者の数が少ないという部分についてもやはり改善を図らなければいけないのかなと思いますね。というのは、この学校運営協議会制度、つまりコミュニティ・スクールは、学校だけではなくて地域と一緒に子供をみんなで育てようよという大きな意図があるので、だからそういったことも含めると、保護者の数というのもやっぱりもう少し考えていったほうがいいのかなと思うんですが、その辺も今後の検討材料としていきたいと思います。

高橋委員

あと、今その15人の委員の方だけでは少し足りないかもしれない、実際に動く人たちというのはどなたなのかなというのを考えると、実際学校に行って支えていくという仕事そのものが大変なことだろうなというふうを感じるんですが、この協議会の下に分科会のような形で、例えば報償費も発生しないし人数も関係ないというような感じの分科会的な下の組織をつくっていくという予定はあるんでしょうか。実際に、先ほど遠藤委員から出た農業

のことだったら農業の人を呼ぶとか、スポーツだったらスポーツ関係の地域の人たちを呼んで支援してもらおうという形にもなってくると思うんですが、そういう分科会のような構想というのはあるのでしょうか。

学校教育課長

これまでもいろいろな学校への協力というのは、地域の方や保護者の方がされております。それが今度こういう地域とともにある学校づくりということで学校運営協議会ができますと、そうした協力体制というのが、これまで以上に強化されるかなとは考えております。学校も当然それは考えているということですので、どんな組織になっていくのかというのはこれから考えていくところだとは思いますが。

高橋委員  
教育長

はい、わかりました。

なお、参考のためにご紹介しますが、国見町が先進地なんですが、国見町では、例えばの名称ですが、スポーツ部、図書館部、学習指導部というのが、学校運営協議会の外にあったと。だから、コミュニティ・スクールとして活動する上で、外の組織なのでなかなか連携がとりにくかったんですね。だからそれを反省して、今年からたぶんなっていると思うんですが、そうした組織を学校運営協議会という大きな枠の中に入れて組織に変更しているんですね。

それらも、実はこの一小と塩小の校長も勉強していて、最初から、例えばですよ、スポーツ部とか、農業部とかという、そういった組織も大枠の中も含んだ形でセッティングしようという動きを今している。

ただ、あくまでもモデル的な動きなので、今後1校だけで進めるのか、中学校区というふうに広がるのかは、今のところ学校の今年の実践待ちなんですが、そんな形でとにかく進めて、今言ったような応援隊の部分も組み込んだ形の組織を編成していったほうが動きやすいと思います。

荒明委員

質問です。22ページ、運営に関する評価と情報提供に関して、第16条についてなんですが、協議会は学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとするというふうにあります。学校の運営状況をどうやって評価するのかなというところが一番難しいところかなと。どのようにして協議会の方々に学校の活動の状況を理解してもらったり、実態を見てもらったりするのか。校長先生から話を聞いたぐらいではわからないだろうし。ということで、この協議会のメンバーの方々と学校との接点の回数

とか、あり方とか、とても難しいものがあるんじゃないかなというふうに思いますが、この運営状況についての評価の方法、毎年1回以上とありますが、それが実際1回だったり、あるいは学期ごとだったり、あるいは月ごとだったりとか、生かされる評価にする方法、工夫というか、そういうものが必要になってくるだろうなというふうに思います。

それから、第16条第2項なんですけど、その協議会の活動内容を保護者や地域住民に対して公開するというので、それがちゃんと広くなされていくと、コミュニティ・スクールの形ができてくるのかなというふうに思うんですけど、どのように活動状況を公開するのか、教育委員会としてはこれをどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

学校教育課長

今までですと、学校評価ということで、どの学校も保護者だったりあるいは学校評議員だったり、アンケート等を通して学校評価をしてもらっていますが、今度は学校運営協議会になりますと、合議体としての組織ということになりまして、今まではどちらかという意見を述べる程度で、それが学校の基本方針に反映されなければならないわけではなかったところもありますけど、今度はそれを取り入れていく義務というのでも学校のほうに出てきますので、今までよりは強力なものになってくるかなと思います。そのやり方については、今後学校と検討していくことになるかなと思います。

公開のことにつきましては、これも同様なんですけど、これから学校と協議しながら検討していきたいと考えております。

教育長

補足なんですけれども、この評価については、先進校の中身を見ますと、共通しているのが、それぞれに細かい目標があるんですよ。子供たちをこうしたいという姿が地域としてあって、そのためにどういうことをするかというのがある程度あるんですね。それについて、今までの進捗評価と同じように、進捗状況でこういうふうな状況だよと、結果としてこんな子供が育っているよというところまで出してくるんですね。それを見て、そこに対して意見やら質問やらを委員の方がしていくというパターンが多いようです。

公開についても、これはもちろん今ホームページ等も開設はしていますが、そういった部分の公開とあわせて、この要綱にあるように、いわゆる会議そのものが基本公開なので、だからそういう場所に来てくださいという部分もあります。あとは、保護者等

については、PTA総会等がありますよね。ああいう機会を最大限に生かしながら、現在の状況なり、これからやろうとすることなりをお話ししたりしてくるというのが大きなパターンかなと。

ただ、課長が言ったように、これから実際動き出したときにどうなるかという部分は、まだまだこれからのことですので、動きながらその辺もさらに改善、検討をしていきたいというふうに思っています。よろしいですか。

荒明委員  
教育長  
高橋委員

はい、ありがとうございます。

ほかにございましたらお願いいたします。

1つお願いなんです、これから教育委員会がこのことに支援をしていくというのは、研修会を充実させていくこと、研修会というのをたくさん行っていくんだらうなと勝手に私は思っているんです。もしそういったコミュニティ・スクールについての研修会などを行う機会があれば、ぜひこの委員さんだけでなく、もちろんこの学区の方と、それからそれ以外のほかの学区の人たちもぜひ一緒に、コミュニティ・スクールというのはどういうもので、何が求められて、どういう学校にしていくのかということについて、市全体が考えるチャンスというのをいただきたいなと思います。「一小と塩小はいいな」で終わってしまわないように、ほかの学校の人たちもそこから得るヒントというのは物すごく多いと思うんですね。自分の地区ではどうしたいのかというのが、そういうところからも出てくるのではと思うし、何もわからない中では意見も何も言えないという状態があったように思うので、ぜひ市全体が共通の思いで理解できるような研修会もお願いしたいと思います。それが一つお願いです。

それからもう一つあるんですが、コミュニティ・スクールのこのモデル事業の取り組みと学校の適正化の配置の件についてはどのような兼ね合いがあるかということです。その辺をもし関係があれば教えていただきたいと思います。

学校教育課長

このコミュニティ・スクールの制度自体の趣旨からすると、代表として選ばれた委員だけではなくて、地域全体で、保護者も含めて地域全体で学校とかかわっていくという、地域とともにある学校づくりを目指すということが基本にありますので、そういう研修の機会というのを探っていきたいと考えます。

それから、適正規模・適正配置とのかかわりについてですが、実施計画をこれから作成するわけですが、こういうコミュニティ・スクールとの関連も含めて検討していきたいと考えておりま

すが、今の段階ではまだ決まっておりません。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

一小と塩川がモデル事業というのを聞いて、何かここで探つてうまくいけば、この方向でやっっていこうということでモデル地区を持ってきたのかなって思ったんですけども、それは全く関係なしということではないのでしょうか。

学校教育課長

はい、全く別です。一小でやるから一小を核に統廃合しようとか、そういうことではもちろんありません。

高橋委員

わかりました。

教育長

ほかにございますか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、特になしということですので、議案第4号と第5号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、議案第4号喜多方市学校運営協議会モデル事業実施要綱（案）について、さらに議案第5号学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することといたします。ありがとうございます。

続いて、議案第6号を取り上げます。

喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について、これを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

27ページをお願いいたします。

議案第6号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

スポーツ推進委員につきまして追加で委嘱をしたいとしますのでございますが、スポーツ推進委員につきましては、3月の教育委員会定例会におきまして41名の委員の方のご委嘱についてご審議をいただいたところでございます。そのときのご質疑の際に、スポーツ推進委員について引き続き募集をさせていただくということでご答弁をさせていただいております。今回4名の方が新たにスポーツ推進委員の募集に応じていただけましたので、今回ご提案をしたいとしますのでございます。

喜多方市スポーツ推進委員設置規則第4条第2項の規定に基づきまして、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱するものでございます。

1の委員候補者につきましては4名でございまして、氏名、住所、性別、年齢につきましては記載のとおりでございます。皆様

新しい委員の方でございます。

委員の任期につきましては、令和元年6月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上よろしく願いいたします。

教育長

ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、議案第6号について、原案のとおり決するというごことでご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めますので、議案第6号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱については原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第7号喜多方市少年センター補導員の委嘱についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

28ページをお願いいたします。

議案第7号喜多方市少年センター補導員の委嘱についてでございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴いまして新たに少年センター補導員を委嘱するものでございます。

少年センターの補導員でございますが、青少年の非行防止を目的に、小中学校や関係団体等が協力をいたしまして、それぞれの機能を生かして地域社会の実態に即し非行防止活動を実施するものでございます。

本文を申し上げます。

喜多方市少年センター条例施行規則第2条第3項の規定に基づき、喜多方市少年センター補導員を下記のとおり委嘱したいとするものでございます。

1の補導員候補者につきましては、別紙のとおりでございます。

2の補導員の任期でございますが、委嘱の日から令和3年3月31日まででございます。

次ページをお願いいたします。

こちらが喜多方市少年センター補導員の候補者の名簿でございます。氏名、所属、性別、年齢につきましては、35名の方、記載のとおりでございます。なお、備考で新・再とございますが、新任の方、再任の方の表示となっております。

このご提案が5月議会になりましたのは、学校の先生などの人



事異動に伴いまして学校からご推薦がありましたのが4月になったことから、今回の委員会でご提案を申し上げたところでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、ここに関しましてご意見、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、議案第7号についてであります。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認めますので、議案第7号喜多方市少年センター補導員の委嘱については、原案のとおり可決することにいたします。ありがとうございます。

続いて、議案第8号喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱についてを取り上げます。事務局よりまず説明を求めます。

文化課長 それでは、議案第8号をご説明申し上げます。

30ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第8号喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱についてであります。

提案理由につきましては、喜多方市美術館運営協議会委員の任期の満了によりまして、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

喜多方市美術館条例第19条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市美術館運営協議会委員を委嘱したいとするものであります。

1、委員候補者につきましては、記載の10名の方でございます。氏名、住所、再任・新任の区別、所属等については記載のとおりであります。なお、再任の方につきましては8名、新規に委嘱したいとする方が2名でございます。

任期につきましては、令和元年5月11日から令和3年5月10日の2年間としたいとするものであります。

以上です。

教育長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、議案第8号についてであります。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めますので、議案第8号喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

それでは、審議事項の最後になりますが、議案第9号を取り上げます。

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱についてであります。ここについて事務局より説明をお願いします。

文化課長

それでは、別紙となりますが、議案第9号についてご説明を申し上げます。

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱についてであります。

提案理由につきましては、委員からの辞任の申し出があったため、これを解嘱し、その残任期間について新たに委員を委嘱しようとするものであります。

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第10条の規定に基づき、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱したいとするものであります。

1、解嘱する委員につきましては、氏名、解嘱日、任期につきまして記載のとおりであります。

2、委嘱する候補者であります。氏名については記載のとおりでございます。

委嘱日、令和元年5月11日。

任期、委嘱の日から令和元年7月20日までであります。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明がりましたが、このことについてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、議案第9号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしということですので、議案第9号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり可決することにいたします。

以上をもちまして、審議事項のほうはこれで閉じたいと思いま

す。

続いて、7番のその他に移ります。

最初に教育長及び各委員からということですが、委員の皆様方から何かございますか。よろしいですか。

では私のほうから、これは情報としてというか、今年度教育委員会の中で、特に学校関係の学力向上の部分について、改善を図っていきたいと考えています。

大きく3点あるんですが、1つは教育委員会に教頭格の指導主事が3名います。去年から見ると1名増えているんですが、指導主事の面々を極力学校の支援に行けるようにしていきたい。いろいろな部分で困りごとを持っている学校、学力的にもっと頑張れよという学校とかいろいろあるわけなんです。それらの学校を積極的に指導主事が支援していけたらいいなと思っているということが1点あります。

2点目は、学力テストの件ですが、これも今検討中ではあるんですが、NRTという基礎を中心とした中身の学力テストであります。これからの時代を考えると、やはり活用力というのが非常に大切になってくるので、活用力をさらに鍛えられるような学力テストのほうに変更していきたいというふうに考えております。できれば、11月、12月あたりに学力テストを実施して、その結果を用いて、3学期の間に個別に今一つという部分について手当てをして、1年間の中で十分な学力を備えた子どもさんを育てていければなというふうに思っています。

3点目としては、全国学力・学習状況調査というのがあります。この点数で右往左往するというか、どこの県は高いとかどこの県は低いとか、また福島県内では会津が高いとか低いとかということがいろいろ話題になってくるんですが、その全国学力調査もにらんだ形で、今まで喜多方市教育委員会として小学校を卒業した卒業生に対して、中学校に向けて春休みが約2週間ある中で、ただいるのではなくて、これまでの小学校の学習のおさらいということも含めて、ドリル的なものを市教委としてつくって配付していたんですね。それはそれでいいと。先ほど言ったように全国学力調査なんかをにらんだときに、今度は5年生に対する手当てを何らかの形でできないだろうか。いわゆる活用力関係ですが、問題集までいくかどうかわかりませんが、そのようなものをつくって5年生に配付して、6年生になってからの4月に行われる全国学力調査のほうにも対応していけたらなということで、こ

れについては学校教育指導員という方が各学校から選ばれてきているんですが、その方々の知恵をかりながら進めていければなというふうに考えているところがありますので、なおこれらは教育委員の方々にも知っておいていただきたいことなので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上であります、(2)に移ってよろしいですか。

では、事務局からということで、令和元年度喜多方市教育委員会の会議で提案等を予定する案件についてをお願いします。

教育総務課長

それでは、令和元年度喜多方市教育委員会の会議で提案等を予定する案件について説明させていただきます。

次回の6月定例会以降に予定をしております案件につきまして、現時点で記載したものでございます。それぞれの記載案件につきましての説明は省略をさせていただきますけれども、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、この今回記載している案件以外にも、審議や協議等の案件が出た場合には随時提出させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

教育長

今後提案等を予定する案件についてでありましたが、何かごらんになってお気づきの点等ありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

ここについては、教育総務課長からあったように、今のところこういう中身ということで、随時内容的にもふえるかもしれませんが、そのような形で進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、その他はこれで閉じたいと思います。

8番目、連絡事項ということでありますが、最初に令和元年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)についてということで、事務局より説明を求めます。

教育総務課長

それでは32ページをお開き願ひます。

これからの教育委員会の開催日程でございますけれども、今回7月の開催日を変更させていただきたいと考えてございます。これまで、当初第2週目の木曜日ということで7月11日でご案内させていただいていたんですけれども、来年度の小中学校の教科書の採択の関係で、会津採択地区協議会が7月12日に開催されることになりました。この地区協議会での協議が終わってから、その

後7月中に各市町村の教育委員会で採択に関する議決が必要になってまいります。ということで、7月11日に開催すると、またもう一回7月中に開催しなければならなくなりますので、7月11日の予定を7月16日のほうに変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

定例会関係の変更につきましては、この7月分だけでございます。

その表の下の部分になりますけれども、今後の日程ということで、耶麻支会の常任委員会が5月20日月曜日、午前10時から、市役所の大会議室で開催を予定してございます。こちらにつきましては、遠藤職務代理者と教育長のお二人にご出席をお願いしたいと考えてございます。

その下になりますが、耶麻支会の総会でございますが、こちらは5月28日の火曜日、午後3時からということで、場所は西会津町役場でございます。

なお、常任委員会のほうでこちら承認をいただきましてから、改めて委員の皆様にはご連絡をさせていただきたいと考えてございます。

なお、総会につきましては委員の皆様全員にご出席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ただいま今後の日程等について説明があったわけなんですけど、ここについて何かありましたらお願いいたします。

大森委員

7月11日から16日の件、わかりました。私のスケジュール帳を見ると、当初7月11日は10時から定例会があって、もう一つ総合教育会議というのも同日開催ということでしたが、どうなるのでしょうか。

教育部参事

総合教育会議につきましては、適正規模・適正配置に関する協議になります。当初7月11日を予定していたんですが、日程に若干のずれが生じておまして、現時点で7月は総合教育会議はやらない方向になっております。日程を調整させていただいて、改めまして早目に皆さんのほうにお知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大森委員

はい、わかりました。

教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。

荒明委員

質問です。耶麻支会総会は、たしか昨年5月28日で月曜日だっ

たと思うんですが、この日時というのはいつごろ決まるものなんでしょうか。私もできるだけ全員参加のものは極力努めて参加したいというかすべきだと思っているんですけども、わかった時点で教えていただけると日程調整とかできますので、よろしくお願ひしたいんですが。

教育総務課長 なるべく早目に決定させていただきまして、早目に委員の皆様にもご連絡差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 なるべく早目に決まればよろしくお願ひします。  
そのほかにございますか。

教育総務課長 本日、重点事業関係の冊子を配付させていただきましたが、これは既にもう決定済みで、今まで（案）がついた部分を配付させていただいていたんですが、その（案）をとったということで、正式に決定になった部分でございますので、後ほどごらんいただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

教育長 では、重点事業関係、（案）がとれたやつなので、その内容に基づいて今年度いろいろ動きがあるということでもありますので、ごらんいただければと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ただいまをもちまして、令和元年度5月の教育委員会定例会を終わりたいと思います。

終了時刻であります、午後2時39分ということでお願ひいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後2時39分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐